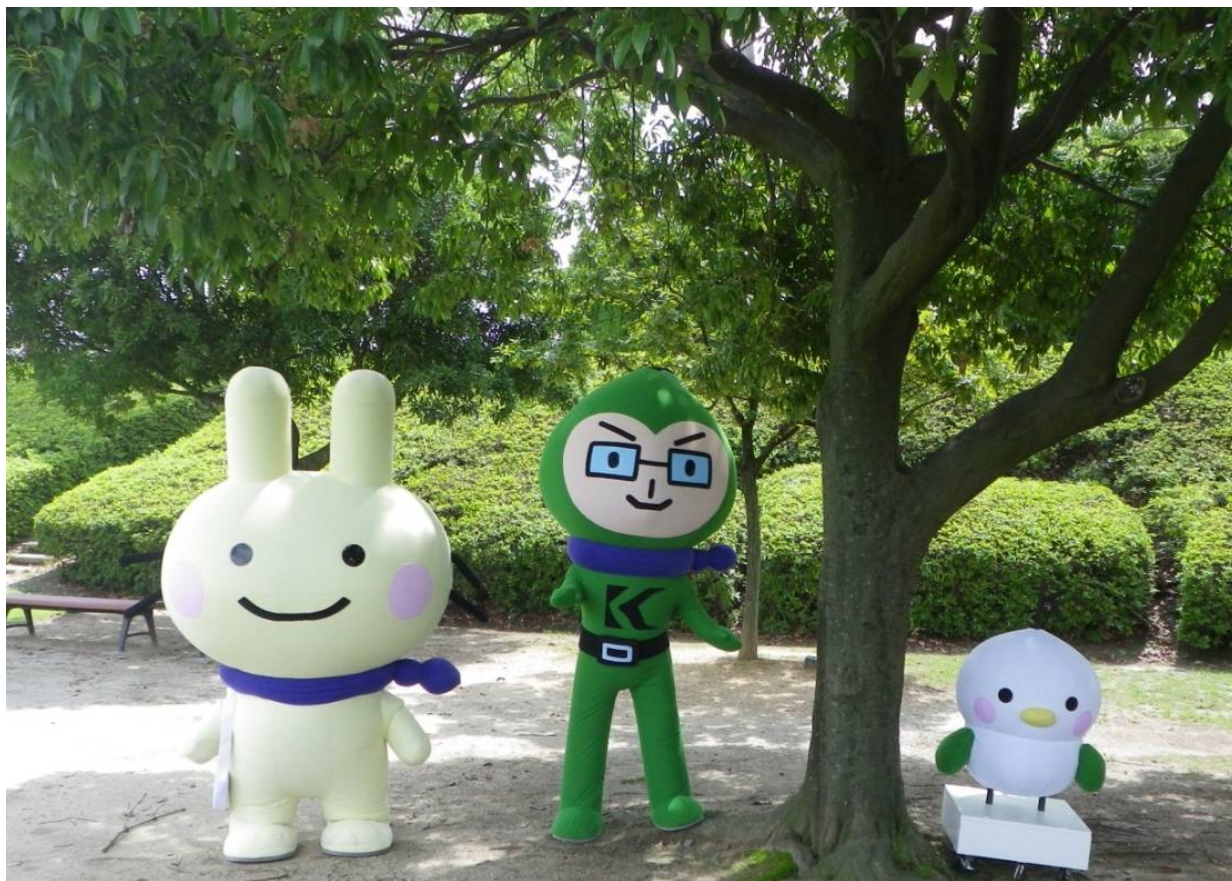


第5章 大 気 環 境



刈谷市環境キャラクター
「ラビたん」と「キー坊」と「エピコ」

第5章 大気環境

1 大気汚染の概要

大気汚染は、主に化石燃料の燃焼等により発生します。その原因物質としては、工場などの重油の燃焼によって発生する硫黄酸化物、工場や自動車から排出される窒素酸化物や浮遊粉じん、自動車排出ガス中に含まれる一酸化炭素、有機溶剤使用施設や自動車から排出される炭化水素及び太陽の照射を受けて、炭化水素類、窒素酸化物等が化学変化を起こし二次的に発生する光化学オキシダント、物の燃焼などによって発生する $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1) 以下の非常に小さな粒子である微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$) などがあります。また、その他では地球温暖化、ダイオキシン類、酸性雨、オゾン層破壊等の問題が取り上げられています。

本市では、かりがね小学校と依佐美中学校及び東境町に大気汚染測定局を設置し、自動測定機により常時監視を行っています。また、寿町にも、愛知県が大気汚染測定局を設置し、常時監視を行っています。さらに、自動測定によるほか、降下ばいじん量、酸性雨の調査や工場への立入調査を実施しています。

また、ダイオキシン類の環境調査の結果については、第9章で記載しています。

(1) 大気汚染に係る環境基準

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる環境上の条件として定められた基準です。環境基準は行政上の目標となるべきものであり、汚染度の高い地域ではその早期達成が、また、汚染度の低いところではその維持保全が必要となります。

現在設定されている大気汚染に係る環境基準は次のとおりです。

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

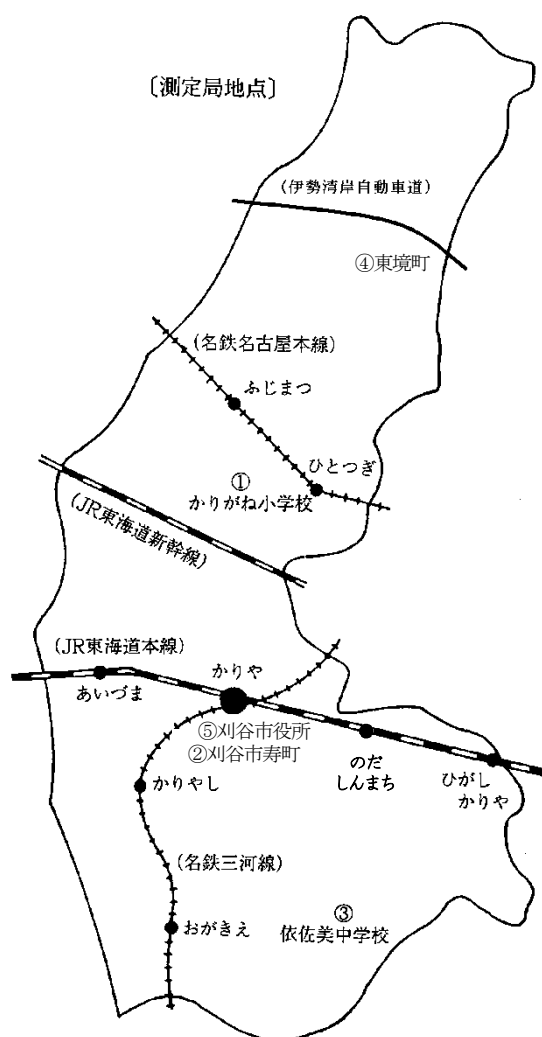
2 大気測定結果

(1) 大気汚染測定局及び測定項目

地点 番号	測 定 局	測 定 項 目							
		SO ₂	NO _x	SPM	OX	PM _{2.5}	風向 風速	酸性 雨	そ の 他
①	かりがね小学校	○	○				○		○ 降下ばいじん量
②	刈谷市寿町		●	●	●	●	●		
③	依佐美中学校※	○	○				○		○ 降下ばいじん量
④	東境町		○	○			○		○ 騒音
⑤	刈谷市役所							○	

●県調査 ○市調査

※降下ばいじん測定は、双葉小学校の校舎建て替えに伴い平成21年2月に依佐美中学校に移設されました。



〔測定項目と測定方法〕

測 定 項 目	測 定 方 法
二酸化硫黄 (SO ₂)	紫外線蛍光法
窒素酸化物 (NO _x) 〔 二酸化窒素 (NO ₂) 〕 〔 一酸化窒素 (NO) 〕	化学発光法 ザルツマン試薬を用いる 吸光光度法 (刈谷市寿町)
浮遊粒子状物質 (SPM)	β線吸収法
光化学オキシダント (OX)	中性ヨウ化カリウム溶液 を用いる吸光光度法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	β線吸収法
降下ばいじん量	デポジット・ゲージ法
風 向 ・ 風 速	超音波パルス式
酸 性 雨	1 降水全量採取法

(2) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

環境基準の長期的評価

年間にわたる 1 日平均値の高い方から 2% の範囲にある値を除外した値が 0.04ppm を超えないことに加え、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

ア 自動測定機による二酸化硫黄測定結果

二酸化硫黄は、硫黄分を含んだ燃料を燃焼する際、燃料中に含まれる硫黄分が二酸化硫黄となり大気中に放出されることが主な発生の原因となっています。近年、工場や事業所等では、使用する燃料を高硫黄重油から硫黄含有量の少ない低硫黄重油、灯油及びガスへの転換が進んだことにより、環境基準を大きく下回っています。

イ 二酸化硫黄経年変化

かりがね小学校

項目 年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1 ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04 ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2 % 除外値	日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(適○・否×)
21	364	8686	<0.001	0	0	0	0	0.019	0.002	○	○
22	364	8687	<0.001	1	0	0	0	0.142	0.002	○	○
23	366	8731	<0.001	0	0	0	0	0.017	0.002	○	○
24	364	8688	<0.001	0	0	0	0	0.012	0.002	○	○
25	364	8688	<0.001	0	0	0	0	0.013	0.002	○	○
26	363	8658	<0.001	0	0	0	0	0.012	0.002	○	○
27	309	7423	<0.001	0	0	0	0	0.025	0.001	○	○
28 ※	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※測定機の故障により、欠測

依佐美中学校

項目 年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1 ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04 ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2 % 除外値	日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(適○・否×)
21	364	8690	<0.001	0	0	0	0	0.021	0.002	○	○
22	364	8711	0.001	0	0	0	0	0.019	0.003	○	○
23	366	8736	<0.001	0	0	0	0	0.013	0.002	○	○
24 ※	138	3302	<0.001	0	0	0	0	0.012	0.002	○	—
25	305	7241	<0.001	0	0	0	0	0.015	0.003	○	○
26	363	8662	<0.001	0	0	0	0	0.010	0.002	○	○
27	363	8682	<0.001	0	0	0	0	0.010	0.002	○	○
28 ※	84	2035	0.000	0	0	0	0	0.019	0.001	○	—

※ 測定機の故障により、有効測定局に必要な測定時間に達していないため参考値とする。

(3) 窒素酸化物

二酸化窒素の環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

環境基準の長期的評価

年間にわたる 1 日平均値の低い方から 98%に相当する値が 0.06ppm 以下であること。

ア 自動測定機による二酸化窒素測定結果

二酸化窒素については、測定値は 0.06ppm 未満であり、環境基準に適合しました。

窒素酸化物は、工場からの排出だけでなく、自動車排出ガスの影響を多分に受けているため、個々の自動車に対する排出ガス規制に加えて、物流対策や交通流対策等、総合的施策を推進することが望まれます。そうした中、ハイブリッド自動車や天然ガス自動車などの低公害車の技術研究、普及も推し進められています。本市では低公害車購入費補助事業を平成 11 年度から実施しています。また、平成 14 年度から 16 年度まで最新規制適合車早期代替促進費補助事業を実施し、NO_x・PM 法の定める排出基準を満たさない自動車の早期の買い換え促進に努めました。さらに平成 26 年度からは超小型電気自動車購入費補助事業を実施し、低公害車のさらなる普及を推進しています。

自動車は私達にとって必要度の高いものですが、一人ひとりがエコドライブを心がけることによって、汚染が少なくなるよう努力することも大切です。

イ 二酸化窒素経年変化

かりがね小学校

項目 年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の年間 98% 値	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(適○・否×)
21	350	8386	0.006	0	0	2	0.6	0.201	0.031	○
22	305	7290	0.018	0	0	3	1.0	0.062	0.036	○
23	339	8089	0.017	0	0	7	2.1	0.091	0.039	○
24	261	6251	0.017	0	0	3	1.0	0.069	0.037	○
25	364	8700	0.016	0	0	1	0.3	0.061	0.033	○
26	351	8411	0.016	0	0	2	0.6	0.072	0.034	○
27	309	7421	0.015	0	0	0	0	0.057	0.031	○
28 ※	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※測定機の故障により、欠測

刈谷市寿町

項目 年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の年間 98% 値	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(適○・否×)
21	363	8629	0.018	0	0	4	1.1	0.070	0.036	○
22	361	8621	0.017	0	0	4	1.1	0.062	0.037	○
23	346	8295	0.016	0	0	5	1.4	0.064	0.037	○
24	359	8594	0.015	0	0	1	0.3	0.059	0.035	○
25	363	8639	0.015	0	0	3	0.8	0.068	0.035	○
26	365	8666	0.015	0	0	2	0.5	0.064	0.035	○
27	366	8687	0.014	0	0	1	0.3	0.055	0.032	○
28	363	8633	0.013	0	0	1	0.3	0.057	0.031	○

依佐美中学校

項目 年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(適○・否×)
21	364	8689	0.016	0	0	1	0.3	0.061	0.032	○
22	364	8682	0.016	0	0	1	0.3	0.060	0.033	○
23	364	8700	0.015	0	0	4	1.1	0.065	0.034	○
24※	128	3097	0.010	0	0	0	0.0	0.049	0.025	—
25	285	6824	0.016	0	0	2	0.7	0.058	0.034	○
26	363	8661	0.014	0	0	1	0.3	0.105	0.032	○
27	363	8677	0.015	0	0	1	0.3	0.091	0.031	○
28※	107	2557	0.010	0	0	0	0	0.049	0.019	—

※ 測定機の故障により、有効測定局に必要な測定時間に達していないため参考値とする。

東境町

項目 年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(適○・否×)
21	357	8582	0.019	0	0	2	0.6	0.087	0.034	○
22	356	8600	0.017	0	0	0	0	0.074	0.033	○
23	364	8699	0.017	0	0	0	0	0.072	0.033	○
24	362	8676	0.018	0	0	3	0.8	0.080	0.037	○
25	362	8686	0.018	0	0	3	0.8	0.085	0.036	○
26	364	8668	0.018	0	0	3	0.8	0.089	0.035	○
27	362	8704	0.018	0	0	0	0	0.072	0.034	○
28	361	8709	0.015	0	0	0	0	0.077	0.030	○



ウ 年間の窒素酸化物（NO+NO₂）の測定値の状況

（ア） 年間測定結果

測定局	区分 測定項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数と割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数と割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO ₂ (NO+NO ₂)
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(%)
かりがね小学校	一酸化窒素 (NO)	測定機の故障により、欠測									
	二酸化窒素 (NO ₂)										
	窒素酸化物 (NO+NO ₂)										
刈谷市寿町	一酸化窒素 (NO)	363	8633	0.003	—	—	—	—	0.104	0.021	—
	二酸化窒素 (NO ₂)	363	8633	0.013	0	0	1	0.3	0.057	0.031	—
	窒素酸化物 (NO+NO ₂)	363	8633	0.016	—	—	—	—	0.152	0.056	81.3
依佐美中学校※	一酸化窒素 (NO)	107	2557	0.001	—	—	—	—	0.033	0.005	—
	二酸化窒素 (NO ₂)	107	2557	0.010	0	0	0	0	0.049	0.019	—
	窒素酸化物 (NO+NO ₂)	107	2557	0.011	—	—	—	—	0.062	0.022	90.8
東 境 町	一酸化窒素 (NO)	361	8709	0.009	—	—	—	—	0.132	0.033	—
	二酸化窒素 (NO ₂)	361	8709	0.015	0	0	0	0	0.077	0.030	—
	窒素酸化物 (NO+NO ₂)	361	8709	0.024	—	—	—	—	0.178	0.063	62.3

※ 測定機の故障により、有効測定局に必要な測定時間に達していないため参考値とする。

（イ） 窒素酸化物（NO+NO₂）の経年変化

(単位：ppm)

年 度		22	23	24	25	26	27	28
地 点	NO	0.007	0.008	0.007	0.006	0.005	0.005	—※2
	NO ₂	0.018	0.017	0.017	0.016	0.016	0.015	—※2
かりがね小学校	NO ₂ /NO+NO ₂	72.0%	66.4%	69.1%	71.4%	74.7%	75.5%	—※2
	NO	0.005	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
	NO ₂	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.014	0.013
刈 谷 市 寿 町	NO ₂ /NO+NO ₂	78.4%	75.5%	79.4%	80.2%	82.0%	81.9%	81.3%
	NO	0.005	0.006	0.004※1	0.005	0.004	0.004	0.001※1
	NO ₂	0.016	0.015	0.010※1	0.016	0.014	0.015	0.010※1
依 佐 美 中 学 校	NO ₂ /NO+NO ₂	76.6%	73.3%	72.7%※1	75.9%	77.4%	78.4%	90.8%※1
	NO	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
	NO ₂	0.017	0.017	0.018	0.018	0.018	0.018	0.015
東 境 町	NO ₂ /NO+NO ₂	59.1%	59.8%	62.7%	64.6%	63.8%	66.9%	62.3%

※1 測定機の故障により、有効測定局に必要な測定時間に達していないため参考値とする。

※2 測定機の故障により、欠測

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の環境基準

1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

環境基準の長期的評価

年間にわたる 1 日平均値の高い方から 2% の範囲にある値を除外した値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下を超えないことに加え、1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

ア 自動測定機による浮遊粒子状物質測定結果

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ (1m の 100 万分の 1) 以下のものをいいます。浮遊粒子状物質は、工場の燃焼に伴い発生するすすや自動車の排出ガス、また土壌の飛散などの自然界からも影響を受けています。

イ 浮遊粒子状物質経年変化

刈谷市寿町

年度	項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の適否
		(日)	(時間)	(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(有×・無○)	(適○・否×)
23		363	8713	0.022	1	0	2	0.6	0.202	0.051	×	×
24		357	8618	0.021	0	0	0	0	0.161	0.056	○	○
25		355	8574	0.025	0	0	0	0	0.179	0.060	○	○
26		356	8578	0.023	0	0	0	0	0.133	0.054	○	○
27		362	8683	0.022	0	0	0	0	0.150	0.045	○	○
28		361	8663	0.019	0	0	0	0	0.116	0.042	○	○

東境町

年度	項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の適否
		(日)	(時間)	(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(有×・無○)	(適○・否×)
23		365	8764	0.014	1	0	0	0	0.335	0.035	○	○
24		364	8729	0.014	0	0	0	0	0.066	0.036	○	○
25		365	8738	0.014	0	0	0	0	0.129	0.050	○	○
26		363	8715	0.021	7	0.1	0	0	0.374	0.055	○	○
27		363	8736	0.016	3	0	0	0	0.608	0.038	○	○
28		363	8719	0.013	0	0	0	0	0.145	0.030	○	○

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの環境基準

1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

環境基準の長期的評価

年間を通じて 1 時間値が 0.06ppm 以下に維持されること。

ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。

ア 自動測定機による光化学オキシダント

自動車からの排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物や VOC（揮発性有機化合物）が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと『光化学オキシダント』と呼ばれる物質が発生し、白くモヤがかかった『光化学スモッグ』と呼ばれる状態になることがあります。この光化学スモッグは、4 月から 10 月にかけて、気温が高くなり、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなります。

平成 27 年度は、刈谷市を含む衣浦区域において、光化学オキシダントが主原因となる光化学スモッグの緊急時の措置による予報が一度発令されました。

イ 光化学オキシダント経年変化

刈谷市寿町

項 年 目 度	昼間測 定日数	昼間測 定時間	昼間年 平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数及び日数と その割合				昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上となった時間数及び日数 とその割合				昼間の 1 時間値 最高値	環境基準 の 適 否
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(適○・否×)
21	365	5432	0.031	563	10.4	100	27.4	2	0	1	0.3	0.124	×
22	365	5429	0.030	357	6.6	74	20.3	0	0	0	0	0.105	×
23	366	5434	0.028	315	5.8	71	19.3	0	0	0	0	0.109	×
24	361	5357	0.031	302	5.6	67	19.5	0	0	0	0	0.108	×
25	362	5366	0.032	362	6.7	84	23.2	0	0	0	0	0.100	×
26	365	5379	0.031	366	6.8	80	21.9	0	0	0	0	0.090	×
27	366	5444	0.029	240	4.4	55	15.0	0	0	0	0	0.116	×
28	365	5423	0.031	260	4.8	61	16.7	0	0	0	0	0.102	×

ウ 光化学スモッグの発令基準

発令区分	発令基準
予報	オキシダント濃度が 0.08ppm 以上となり、かつ、気象状況からみて注意報以上の状態が発生することが予想されるとき
注意報	オキシダント濃度が 0.12ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度が 0.24ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき
重大警報	オキシダント濃度が 0.40ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき

(6) 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 測定結果

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の環境基準

1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

環境基準の長期的評価

年間にわたる 1 日平均値の低い方から 98% に相当する値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

ア 自動測定機による微小粒子状物質 (PM_{2.5})

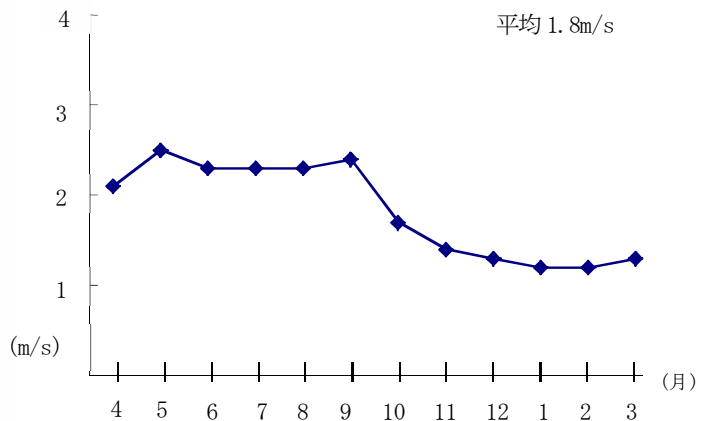
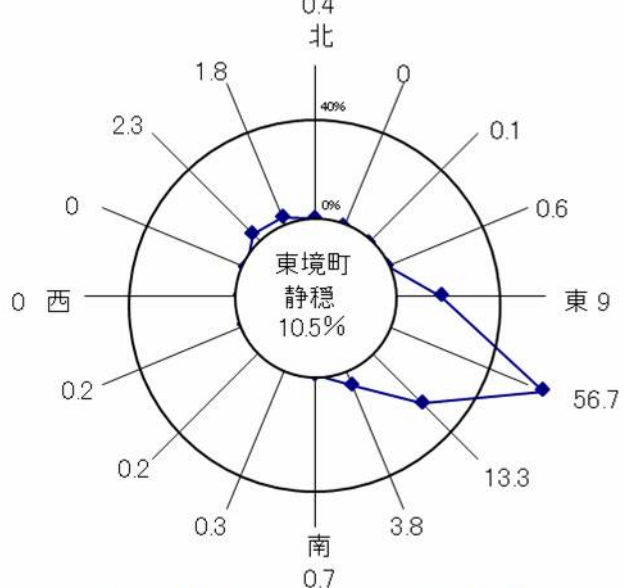
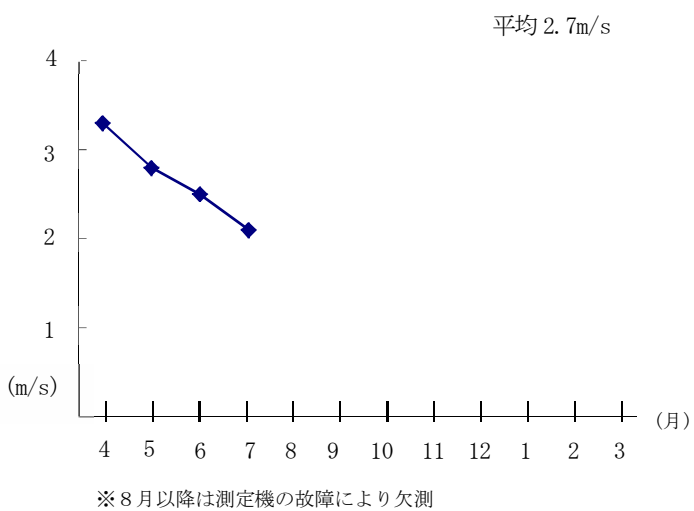
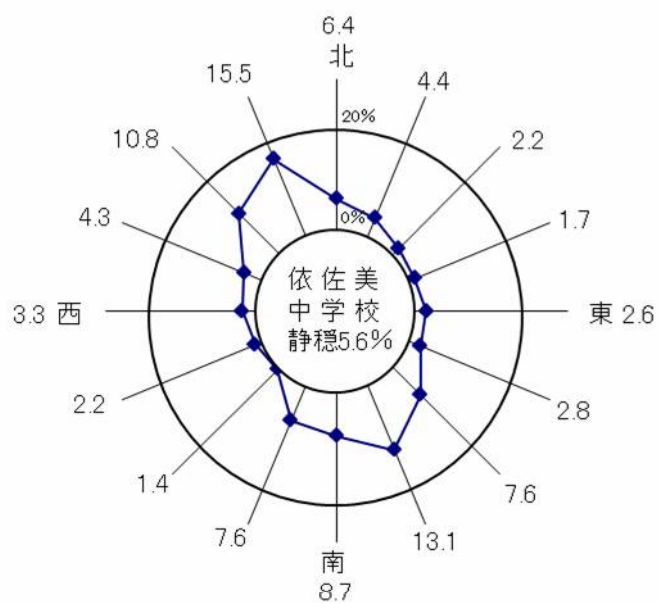
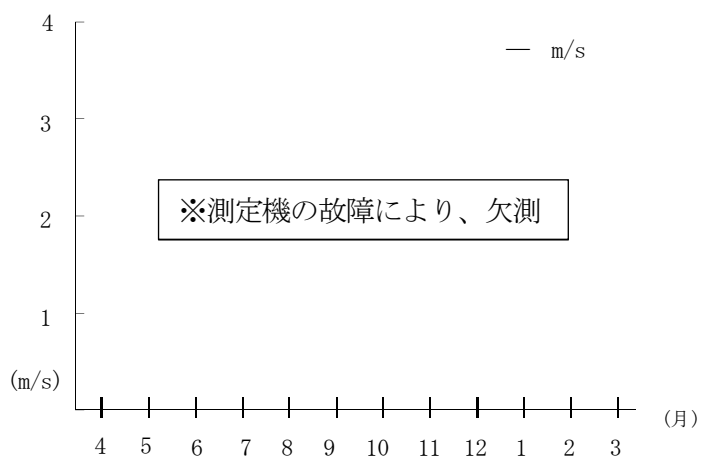
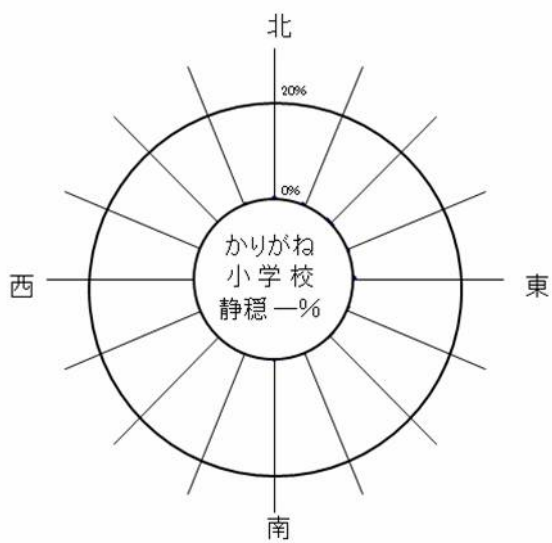
PM_{2.5} は、粒径が 2.5 μm (1 μm [マイクロメートル] = 1/1,000mm) 以下の大気中に浮遊する粒子状物質 (Particulate Matter) をいいます。

物の燃焼等により発生し、粒径が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されるといわれています。これまで調査している浮遊粒子状物質 (粒径が 10 μm 以下) に加えて平成 21 年 9 月 9 日に環境基準が設定されました。寿町に設置してある愛知県の大気汚染測定局は、平成 25 年 12 月から測定を開始しました。

年 度	項 目	有 効 測 定 日 数	年 平 均 値	日平均値の 年間98%値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 とその割合		環 境 基 準 の 適 否
		(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	(適○・否×)
25		※97	※15.3	※44.9	※6	※6.2	※×
26		360	14.3	36.2	10	2.8	×
27		359	11.8	28.5	0	0	○
28		363	10.9	24.6	1	0.3	○

※測定日数が有効測定局に必要な測定日数に達していないため参考値とする。

(7) 風配図・月別平均風速

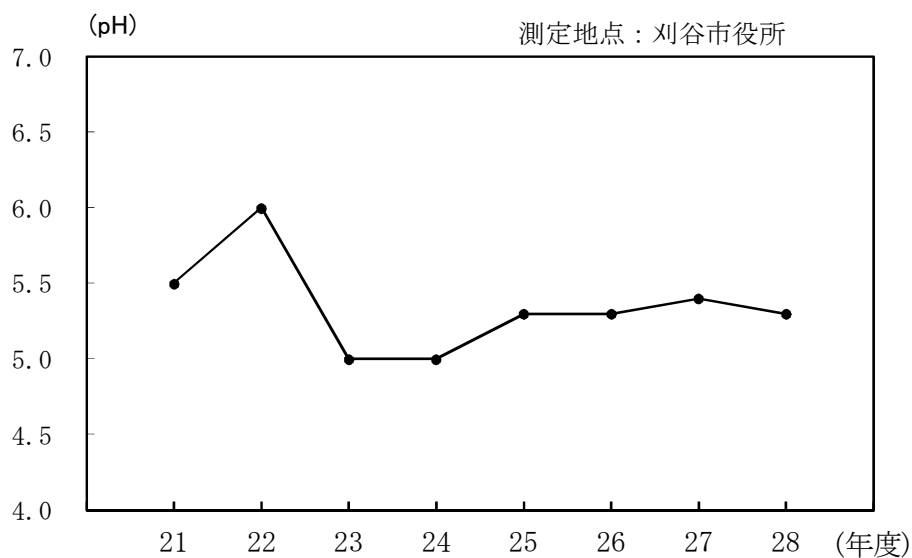


静穏：風力 0 (風速 0.3m/s 未満)

(8) 酸性雨測定結果

雨水のpH（水素イオン濃度）は大気中に含まれる二酸化炭素との平衡により、25℃・1気圧の条件下ではpH5.6程度の弱酸性を示すと言われ、pH5.6以下の雨を一般的に酸性雨と呼んでいます。過去の調査結果では、pH3.5未満の強い酸性雨は見られませんでした。

ア 水素イオン濃度経年変化



(単位：pH)

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28
測定局								
刈 谷 市 役 所	5.5	6.0	5.0	5.0	5.3	5.3	5.4	5.3

イ 月別水素イオン濃度

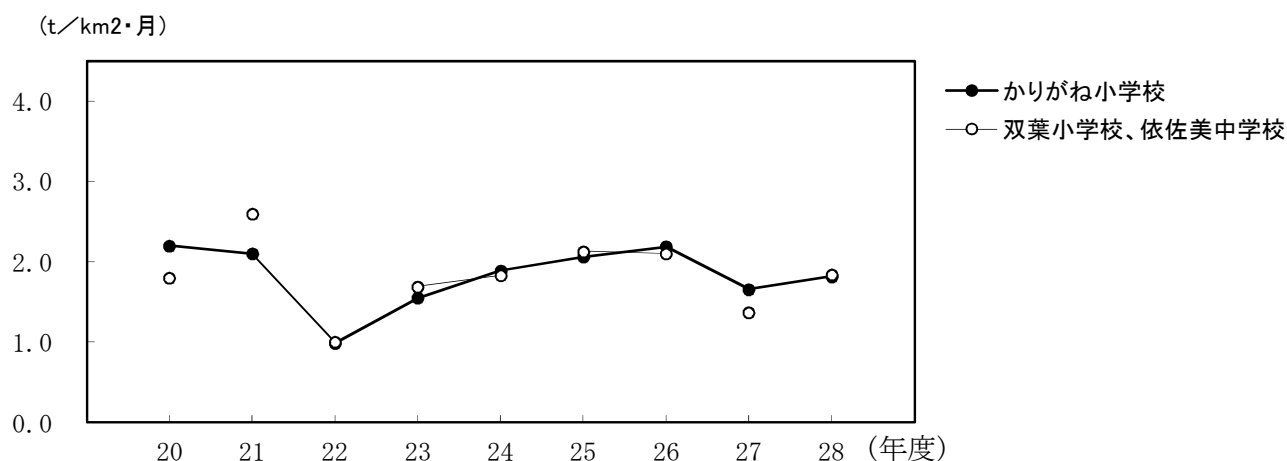
(単位：pH)

採取月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
測定地点												
刈 谷 市 役 所	5.1	6.1	5.4	5.0	4.4	6.0	5.7	4.6	5.6	5.1	4.9	5.6

(9) 降下ばいじん量測定結果

大気中の粒子物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって、地上に降下したものです。原因は、重油等の燃焼に伴い大気中に放出された物及び、風により舞い上げられた土砂等であります。測定値は、条件（測定場所、気象等）の影響を受けるため基準等は設定されていませんが、 $5 \text{ t/km}^2 \cdot \text{月}$ 以下が望ましいとされています。本市においては、いずれの測定局においても年平均値がその数値を下回っています。

ア 降下ばいじん総量経年変化



(単位： $\text{t/km}^2 \cdot \text{月}$)

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
測定局									
かりがね小学校	2.2	2.1	0.99	1.55	1.89	2.06	2.19	1.66	1.82
双 葉 小 学 校	1.8 ※								
依佐美中学校	3.1 ※	2.6	1.0	1.69	1.83	2.13	2.10	1.37	1.84

※ 平成 20 年度については、双葉小学校校舎取り壊しに伴い 2 月に依佐美中学校へ移設したため、双葉小学校は 4～12 月の平均値、依佐美中学校は 2～3 月の平均値とした。

イ 月別降下ばいじん総量

(単位： $\text{t/km}^2 \cdot \text{月}$)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
測定局												
かりがね小学校	2.26	2.94	3.88	1.60	1.40	2.37	1.49	0.77	1.07	0.72	1.68	1.60
依佐美中学校	2.47	3.38	3.04	1.55	1.85	1.80	1.42	2.15	0.92	0.93	1.74	0.88